資料２

議題　困難を有する子ども・若者支援施策について

大津市こども・若者支援計画における子ども・若者施策

計画概要

策定年月　令和７年３月

計画期間　令和７年度～令和１１年度（５年間）

計画対象　０歳～４０歳未満のこども・若者

基本理念

こども・若者の幸せな未来を築くまち　おおつ

めざすこども・若者の姿と基本方針

①自由に意見を表すことができる

　―基本方針１　こども・若者が自由に意見を表明する場と意見を反映させる仕組みづくり

②健やかに育つことができる

　―基本方針２　健やかに育つ環境と質の高い幼児教育・保育環境の充実

③ひとりひとりが尊重され、なりたい自分をめざすことができる

　―基本方針３　多様な機関がつながり、こども・若者や家庭の状況に応じて寄り添う支援の推進

④安心して自分らしくいることができる

　―基本方針４　こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりの推進

議題　困難を有する子ども・若者支援施策について

大津市こども・若者支援計画における子ども・若者施策

基本方針１　こども・若者が自由に意見を表明する場と意見を反映させる仕組みづくり

こどもの権利をこどもとおとなが学ぶ機会の確保

- こどもの権利に関する機運醸成

社会参画や意見表明の機会の充実

- 大津青少年育成市民のつどい／中学生広場
- おおつみらいミーティング（高校生・大学生を対象とした意見交流会）
- SNSを活用した意見を聴く取組
- 地域の活動からこども・若者の思いを聴く取組
- 声をあげにくいこども・若者の思いを聴く取組
- 新有権者に対する啓発

多様な声を施策に反映させる工夫

- 次世代まちづくり事業

基本方針２　健やかに育つ環境と質の高い幼児教育・保育環境の充実

多様な遊び、体験、学び、活躍できる機会づくり

- 児童館運営事業
- 青少年の地域ふれあい体験活動、地域あいさつ運動、見守り活動
- 青少年教育推進事業
- おおつ合同企業説明会

犯罪、事故、災害からこども・若者を守る環境整備

- 青少年の健全育成環境づくり
- 環境浄化活動事業

議題　困難を有する子ども・若者支援施策について

大津市こども・若者支援計画における子ども・若者施策

基本方針３　多様な機関がつながり、こども・若者や家庭の状況に応じて寄り添う支援の推進

不登校、いじめ、ひきこもり、非行、ヤングケアラーのこども・若者とその家庭への支援の充実

- ひきこもり心理相談／ひきこもり家族交流会
- 大津市初発型非行防止対策協議会運営補助
- 街頭補導活動事業
- 非行少年等立ち直り支援事業（あすくる大津）
- 子どもの居場所づくり事業

悩みや不安を抱えるこども・若者とその家族に対する相談体制の充実

- 思春期精神保健福祉相談
- 思春期心理相談事業　臨床心理士による特別心理相談
- 大津市子ども・若者総合相談窓口事業
- 一般相談事業（少年センター）
- 無職少年対策就労・就学支援事業
- 大津市子ども・若者支援地域協議会運営事業

基本方針４　こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりの推進

既存の地域資源を活用した居場所の展開及び情報発信

- 児童館運営事業
- 子どもの居場所づくり事業
- 大津市子ども・若者総合相談窓口事業

地域における居場所づくりの担い手支援

- 子ども食堂等支援事業費補助金事業

　　子ども・若者育成支援推進法に基づく事業

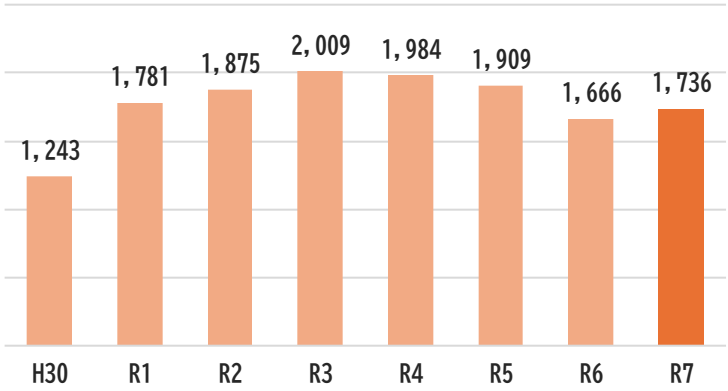
議題　困難を有する子ども・若者支援施策について

大津市子ども・若者総合相談窓口

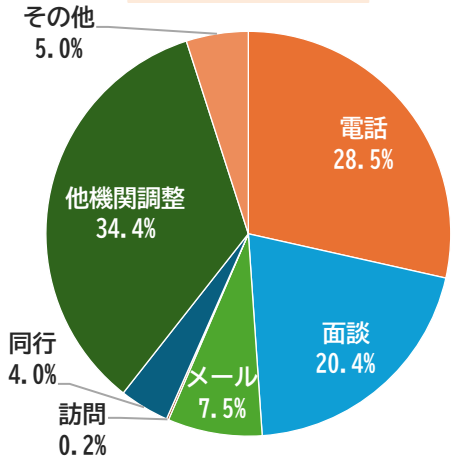
窓口概要

設置時期	平成２９年１０月
設置場所	明日都浜大津５階（大津市社会福祉協議会内）
開所日時	月～金（祝休日・年末年始除く）／９時～１７時
相談対象	１５歳以上（～３０歳代）の子ども・若者とその家族等
運営体制	市委託事業として大津市社会福祉協議会が運営 常時相談員を１名以上配置
業務内容	相談業務 • 電話・来所面接による相談 （訪問やオンライン相談も可能な範囲で対応） • 同行支援 関係支援機関との連携（つなぎや他機関調整等） 相談者への初期支援として居場所の提供

年度別延べ相談件数



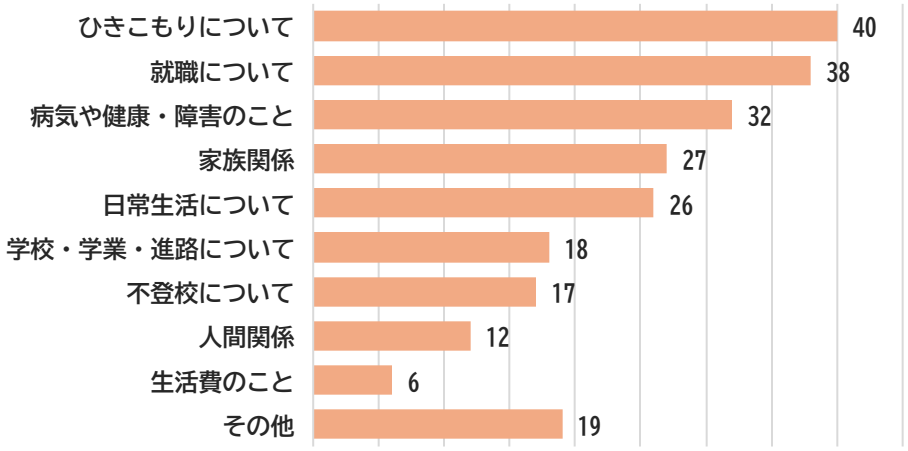
R7相談対応種別



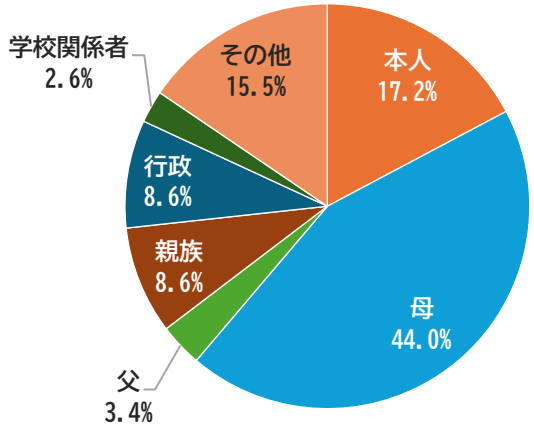
議題　困難を有する子ども・若者支援施策について

大津市子ども・若者総合相談窓口

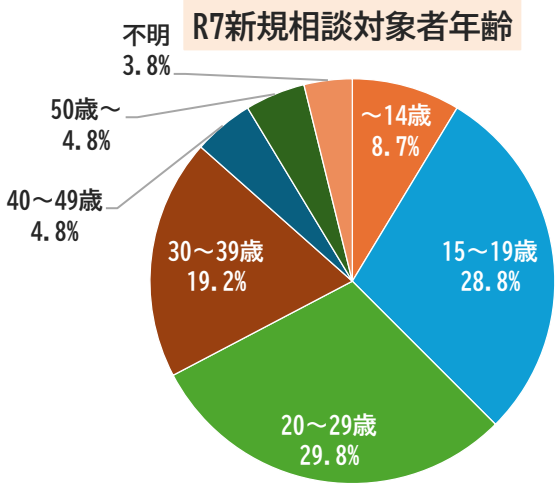
R7新規相談者相談内容（重複あり）



R7新規相談者内訳（重複あり）



R7新規相談対象者年齢



議題　困難を有する子ども・若者支援施策について

大津市子ども・若者支援地域協議会

協議会設置目的

修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者（以下「困難を有する子ども・若者」という。）に対して関係機関等による支援を円滑かつ効果的に行うこと

協議会の概要

困難を有する子ども・若者の問題に対応するためには、単一の機関だけでは困難であり、様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かした発達段階に応じた支援を行う必要があることから、協議会の各種会議を通じて情報交換・支援内容の協議、体制の整備等を検討する。

協議会の構成

関係機関の代表者及び実務者により構成

協議会の体制

代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議

協議会の運営

年４回の実務者会議もしくは代表者兼実務者会議を開催し、情報交換や支援内容の協議等を実施

（令和７年度の取組）

R7/07/24　代表者兼実務者会議
R7/09/29　実務者会議
R7/12/10　実務者会議
R8/03/17　代表者兼実務者会議
参加者同士の情報交換や切れ目のない支援に向けたグループワーク、地域の支援取組紹介等を実施

議題　困難を有する子ども・若者支援施策について

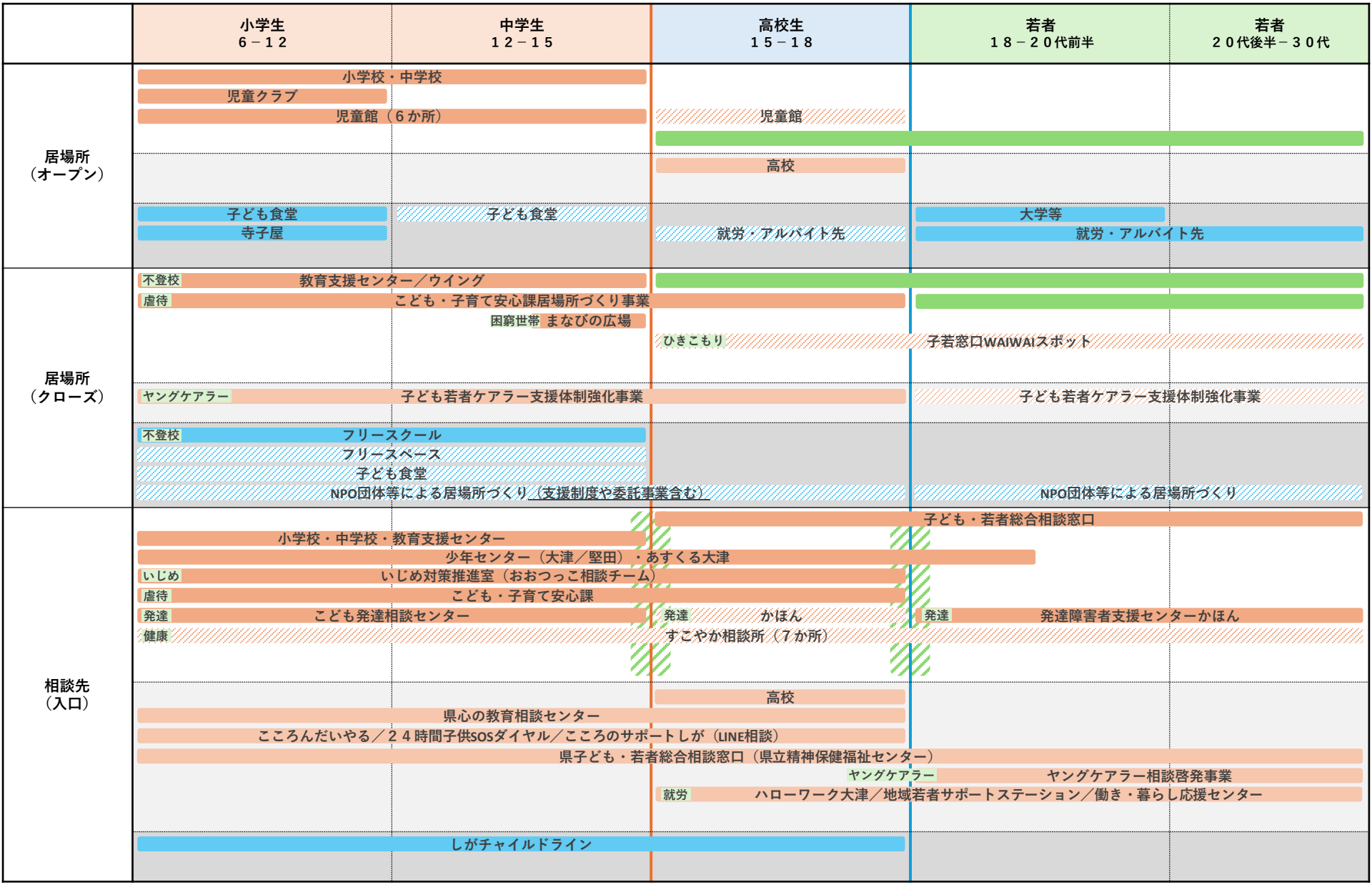
OTSU 大津市 Lake Biwa

大津市子ども・若者支援地域協議会

分野	機関名	分野	機関名
有識者	立命館大学産業社会学部教授	教育	大津市教育委員会児童生徒支援課
	滋賀県中小企業家同友会		大津市教育委員会教育支援センター
	滋賀県臨床心理師会		大津市教育委員会大津少年センター
医療・保健	大津市医師会		大津市教育委員会堅田少年センター
	滋賀県立精神保健福祉センター	矯正・更生保護	大津保護観察所
	大津市保健予防課		大津保護区保護司会
	大津市保健総務課（すこやか相談所）		大津少年鑑別所
福祉	大津市障害者自立支援協議会	雇用	大津公共職業安定所
	大津市社会福祉協議会		滋賀県地域若者サポートステーション
	大津市民生委員児童委員協議会連合会		おおつ働き・暮らし応援センター
	大津市福祉政策課		大津市商工労働政策課
	大津市重層的支援推進室	いじめ対策	大津市いじめ対策推進室
	大津市障害福祉課	地域団体	大津市青少年育成市民会議
	大津市生活福祉課		
	大津市子育て支援給付課		
	大津市こども発達相談センター		
	大津市こども・子育て安心課		

大津市役所関係所属

子ども・若者が安心してすごせる居場所と相談先



国の取組について

（こども家庭庁令和９年度予算概算要求資料から）

令和９年度 こども家庭庁予算 概算要求のポイント

①「こどもまんなか社会」を実現する基盤の確保 （３兆7,207億円）

拡充 ○「こどもとともに成長する企業構想」の推進 （22億円）

拡充 ○地方公共団体の優先課題への対応

・地方公共団体の財政力、地域の少子化の状況、結婚支援・両立支援をはじめとする地域のニーズ等を踏まえたこども政策の取組強化 （46億円）

○こども政策DXの推進

・当初化 母子保健DXの推進（73億円） ・ 拡充 保育DXの推進（103億円）

○こども・若者の社会参画・意見反映の取組推進 （２億円）

○EBPMの更なる推進に向けた研究機能・体制の強化 等

※ こども未来戦略により拡充された児童手当の確実な支給のため、２兆663億円を要求

②地域一体で「こどもの命と安全を徹底的に守る」支援の強化 （1,166億円）

○こども・若者の自殺対策の強化

新規 ・こども・若者の自殺を防ぐため、地域の関係機関による法定協議会の設置推進・支援機関の機能強化等 （13億円）

○こども性暴力防止法の円滑かつ確実な運用 （45億円）

新規 ○青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備 （５億円）

○CDRの確実な実施（１億円） 等

③若者が希望を持ち、主体的に人生を選択できる環境の整備 （42億円）

○若者政策の推進

新規 ・若者が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、行政・民間団体・地域が連携した支援体制の構築 （21億円）

○プレコンセプションケアの取組を推進

拡充 ・「プレコンセプションケア推進５か年計画」の工程表の実行 （８億円）

○こども・若者のための体験機会の提供

新規 ・こども・若者のウェルビーイング向上のための体験・居場所づくりの環境整備（13億円） 等

④誰もが安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備 （２兆7,167億円）

一部新規 ○「こども包括支援基盤」の構築

・こども家庭センターを中核としたこどもが健やかに安心して育つことができる地域づくり（561億円）

・専門的に支援する児童相談所の強化（67億円）

・こどもと子育て家庭を支える地域づくりの国による伴走支援 （６億円）

○保育の質の向上等

一部新規 ・地域の実情を踏まえた保育提供体制の確保 （13億円）

拡充 ・障害児・医療的ケア児等への教育・保育の充実 （59億円）

拡充 ・多様なニーズに対応した保育の充実、保育人材の確保 （2,921億円）

新規 ・新しい保育所保育指針等の円滑な実施に向けた環境の整備（３億円）

○妊娠から子育てまでの切れ目のない支援の強化

拡充 ・産後ケア事業の推進 （107億円）

拡充 ・父親の子育て参加の促進を含めた産前・産後の子育て家庭への包括的支援 （７億円）

一部新規 ・妊婦健診の内容・費用等の情報の見える化 （0.5億円）

当初化 ・乳幼児健診の推進 （26億円）

○こどもの居場所づくりの推進

当初化 ・企業等の活力も活かした放課後児童クラブ等の充実 （1,347億円）

新規 ・小学校高学年を対象にした放課後児童対策モデル事業の創設 等（２億円）

⑤困難な状況にあるこども・家庭への支援の充実 （9,111億円）

○いじめ防止対策・不登校支援の強化

当初化 ・地域ネットワーク構築によるこども支援の強化 （６億円）

○児童虐待防止対策の強化・社会的養護の充実

拡充 ・都道府県による家庭支援事業の広域的支援の推進 （１億円）

拡充 ・児童福祉人材の確保・定着・育成支援の推進 （33億円）

拡充 ・困難な状況にある妊産婦に対する相談・支援の強化 （13億円）

拡充 ・家庭養育優先原則とパーマネンシー保障（永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障）の理念に基づく里親等委託の推進 （1,762億円）

○こどもの貧困対策・ひとり親家庭等支援の強化

拡充 ・こども等の体験機会・学習支援の拡充 （71億円）

・拡充 収入増に向けた就業支援・一部新規 養育費確保等への支援（150億円）

○障害児支援体制の強化・インクルージョンの推進

拡充 ・医療的ケア児等やその家族への支援の充実（16億円）

一部新規 ・発達に特性のあるこども一人ひとりの状況に応じた支援の強化 （11億円）

当初化 ・障害児支援事業所等における環境改善の推進（４億円）

当初化 ・こどもホスピスの支援（２億円） 等

こども・若者支援パッケージ

① 多様なコンタクトポイントから、様々な若者とのつながりを持ち、自身のことを安心して話せるような信頼関係を構築
② 若者の相談に応じ、抱える困難やニーズを把握
③ 子ども・若者総合相談センター等が連携しながら、地域資源を活用して必要な支援につなぐ。
④ 必要に応じて地方公共団体の居住支援の取組と連携したり、緊急的に安全な居場所が必要な場合はこども・若者シェルターを活用したりする。

つながる・信頼関係構築・悩み等の把握①（コンタクトポイント）

虐待・貧困により孤立し様々な困難に直面する若者等へのアウトリーチ支援




生活援助物資の配布等
＝生活基盤の支え
＋
相談のきっかけ

各関係機関




中学・高校　要保護児童対策地域協議会
こども家庭センター　少年院　等

地域の多様な居場所

地域こども・若者の生活支援強化事業
（R9～赤字箇所明記）
※困難を有する若者を早期に発見し、支援につなげる居場所

対面　オンライン




校内カフェ　ユースセンター　アバター　等

② つなぐ・アウトリーチ

ハブ機能

ニーズの整理・支援計画作成　等

地域における若者支援コーディネート事業
・法律相談、心理相談
（R9～配置加算）

コーディネーター配置（R9～）

子ども・若者総合相談センター



地元企業等
UR団地等
社会資源開拓

④ つなぐ・アウトリーチ

こども・若者シェルター

・安全な宿泊できる居場所
・就労、就学支援等の個別支援
・R9～医療機関連携



居住支援　職業的自立・就業支援　健康相談　修学・進路支援　生活環境改善

《属性を問わない総合的な支援》
＝他分野の専門機関や地域・民間と連携して支援を提

子ども・若者支援地域協議会

生活困窮者支援　サポステ・ハローワーク　保健所・精神保健福祉センター等　教育委員会　福祉事務所等

個別支援

③ 伴走型支援

③ 伴走型支援

各機関につながるまでの日常的な助言・居場所の提供、同行支援、つないだ後のフォローアップ等

こども家庭庁 **地域における若者支援コーディネート事業** 拡充 再編

支援局 虐待防止対策課

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金〉令和９年度概算要求額　233億円の内数

事業の目的

○　困難を有する若者への支援は、児童への支援と比較して自治体における対応状況に課題があり、若者への支援を全国に広げることが急務である。
○　困難を有する若者は複合的な課題を有するほか、過去の経験等から行政や支援者への不信感を持つ者や、対人関係・援助希求を苦手とする若者も多いことから、その支援に当たっては、まず安心して話ができ、一度支援が終わった後にも戻って来られるような関係性や場を整える必要がある。
○　また、家庭等に居場所がないこども・若者については、そのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、一時保護や施設入所等に代わる新たな宿泊可能な安全な居場所の確保も必要である。
○　さらに、15歳・18歳の切れ目など、所属や支援機関が変わるタイミングで支援が途切れることで若者が頼れる先が無くなりやすいことが指摘されており、継続的に支援を必要とする若者と、所属が無くなる前から関係性を構築し、伴走型の支援を行う必要がある。

事業の概要

1　地域における若者支援体制強化

拡充 **（1）困難を有する若者への相談・伴走支援機能強化**

官民が連携し、困難を有する若者とのコンタクトポイントを確保して効果的に相談につなげるための信頼関係を構築するとともに、必要な支援を提供するためのコーディネートを、子ども・若者総合相談センターやこども家庭センター等の地域の機関・団体等において行うもの。

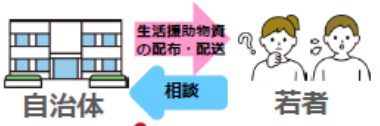
- 市区町村における相談支援
 - ①　若者とつながり・安心して困り事等を話せる関係を作るための取組（若者向けスペースの運営、若者向けイベント実施、校内カフェの実施等）
 - ②　伴走的サポートのための取組（支援計画の作成、同行支援、フォローアップ等）
 - ③　地域資源の開拓・連携、広報啓発等
 （地域資源マップの作成、若者支援サポーターの養成、地域住民への広報啓発活動等）
- 都道府県における相談支援
 - ①　管内若者支援の充実に向けた取組
 - ②　管内地域資源の開拓・連携、広報啓発等
- 専門的な職員の配置加算（心理専門職、弁護士、地域連携コーディネーター）



（2）虐待・貧困により孤立し様々な困難に直面する若者等へのアウトリーチ支援

生活援助物資の配布・配送及び相談支援の実施を通じて、自治体・支援機関等が困難に直面する若者等とつながりを持ち、若者等が困ったときに相談できる関係性の構築・維持を行うもの。

- ①　フードパントリー等の配布イベント、自宅等の居場所への配送等
- ②　配布イベントや配送時における相談支援、子ども・若者総合相談センター等の相談窓口での電話・SNS・窓口相談



拡充 **（3）こども若者シェルター・相談支援**

親からの虐待等に苦しみ、家庭等に居場所がない10代～20代のこども・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（こども若者シェルター）に補助を行う。　※①及び②の基本相談は必須、その他は加算対応

- ①　こども・若者に対し、宿泊又は夜間帯の利用が可能な居場所（数日～２か月程度）の提供
- ②　①を利用するこども・若者に対し、基本相談、心理カウンセリング、就労・就学支援、弁護士、医療機関連携によるサポートの提供



拡充 **2　制度のはざまで支援が途切れやすい若者支援モデル事業**　（全国展開に向け３年程度の期間で集中的に実施）

地域において、制度のはざまで支援が途切れやすい若者（少年院出院者、要対協での終結ケース等）と支援制度が途切れる前からつながり、次の支援につなぐための取組及び効果的な実施方法に係る検証を行うモデル事業を実施する。



実施主体等

【実施主体】
1（1）、2　　都道府県、市区町村（指定都市・中核市含む）
1（2）　　都道府県、指定都市
1（3）　　都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【実施率】
1（1）　　国：2/3、実施主体：1/3
1（2）、（3）　国：1/2、実施主体：1/2
2　　国10/10

【補助基準額】
1（1）相談支援機能の強化
都道府県：①～②のうち２メニュー実施：23,722千円、１メニュー実施：17,183千円
市区町村：①～③のうち３メニュー実施：16,183千円、２メニュー実施：9,643千円
加算分　：１か所あたり　9,050千円

※都道府県は、若者支援未対応の管内市区町村を含め、広域の支援機能強化を想定した基準額

（2）虐待・貧困により孤立し様々な困難に直面する若者等へのアウトリーチ支援
都道府県：78,774千円
指定都市：47,445千円

（3）こども若者シェルター・相談支援
１か所当たり　基本分：20,623千円
　　加算分26,653千円

2　制度のはざまで支援が途切れやすい若者支援モデル事業
都道府県・市区町村：15,921千円

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

こども家庭庁

地域こども・若者の生活支援強化事業 拡充

支援局 家庭福祉課・虐待防止対策課

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和９年度概算要求額 222億円の内数

事業の目的

○ 多様かつ複合的な困難に直面するこども・若者に対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所（こども家庭センター・放課後児童クラブ・公民館・商店街等）の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける。

○ 支援が必要なこども・若者を早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、こども・若者に対する地域の支援体制を強化する。

○ 行政との連携により、特に支援を必要とするこども・若者（要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されているこども・若者等）に寄り添うことで、地域での見守り体制強化を図る。

事業の概要

ア 通常実施型（開催頻度等の要件なし）
食事（こども食堂等）やこども用品（文房具、生理用品、おむつ等）の提供等を行う
➢ **長期休暇期間に通常より活動回数を増加した場合には加算を実施（※１、２）**

イ 長期休暇期間集中実施型（開催頻度等の要件あり）
長期休暇期間中に集中的に、暑さ等対策の整った安全な居場所で食事を提供（居場所モデル）、
又はこども宅食やフードパントリーの実施による食事支援（宅食等モデル）を実施

ウ 体験・交流・学習支援提供型
多様な人物との出会いを通じて将来像を考える機会や屋外活動等様々な体験機会の提供、学習支援を行う

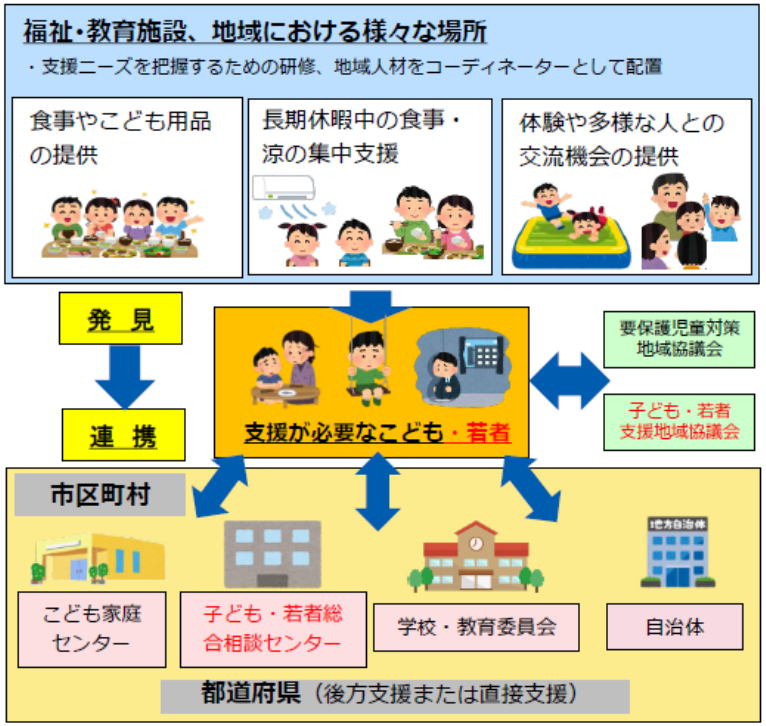
エ 備品等購入支援
①立上げ支援：既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所での立上げ等を支援する
②継続支援：こどもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する

オ 環境整備支援（地域でこども等を支援するための仕組みづくり）
相談窓口の設置やコーディネーターの配置、地域のこども等の支援ニーズを把握するための研修等を行う

カ その他上記に類する事業

○要支援児童等支援強化加算
ア～カのいずれかの実施に加え、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されているこども等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う場合には加算を実施

注１：ア～カを組み合わせて実施可能（エは①又は②いずれかのみ）
注２：アを実施するこども食堂等がイを実施することも可能



実施主体等

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

【実施主体】 都道府県、市町村（特別区を含む） **【補 助 率】** 国：２／３又は１／２、都道府県・市町村：１／３又は１／２
※補助率２/３の対象となるのは、財政力指数１未満の自治体のみ
財政力指数の低い自治体については、当該取組により捻出できた予算の範囲内で補助額を増額する場合がある

【補助基準額（１箇所当たり）】 最大16,312千円 要支援児童等支援強化加算と合わせて最大19,163千円

ア：3,390千円 ※１ 長期休暇期間に通常より活動回数の増加を図った場合の加算：1,000千円 ※２ アを実施するこども食堂等がイを実施する場合は、アの加算は実施しない
イ：4,320千円 **ウ**：4,080千円 **エ①**：1,520千円 **エ②**：300千円 **オ**：3,002千円 **カ**：ア～オに準じる **○要支援児童等支援強化加算**：2,851千円

こども家庭庁

こども・若者の自殺対策の強化 新規 拡充

支援局 総務課 こどもの自殺対策推進室

令和９年度概算要求額　12.9億円

事業の目的

- 令和７年の小中高生の自殺者数は538人で過去最多となり、コロナ禍以降（令和２年～）こども・若者（29歳まで）の自殺者数の累計は約２万人という危機的な状況。
- こども家庭庁においては、改正自殺対策基本法（令和７年６月改正・令和８年４月施行）により、こどもの自殺対策に係る国の責務が明記され、こどもの自殺対策がこども家庭庁の所掌事務となって以降、**自殺未遂者など、自殺に至る危険性が高いこどもに特に重点を置き、「『こどもの命と安全を徹底的に守る』大臣プロジェクト2026～こども・若者 自殺防止総力戦略～」を始動して取組を加速**しているところ。
- 令和９年度においては、**新たな交付金の創設など、財政支援の規模を大幅に拡充して地域における早急な体制整備を推進**するとともに、**ICT・AI活用の検討を含めた自殺リスクの早期発見の取組**、**こどもの自殺に係る要因分析の深化**等により、こどもが自ら命を絶つことのない社会の実現を目指す。

事業の概要

1．地域におけるこどもの自殺対策の推進（交付金の創設）＜新規＞10.4億円

地方公共団体等による、①こどもの自殺防止のため地域の関係機関が情報共有や支援方針を協議する場（以下「協議会」という。）の設置、②自殺リスクの高いこどもに対する各関係機関の相談機能・専門的支援機能の強化、③「こども・若者の自殺危機対応チーム」の活動推進、④自殺防止のための先駆的・実験的な取組への支援を行う。

2．協議会設置・運営にかかる地方公共団体への伴走支援（こどもの自殺対策協議会設置促進・機能強化事業）＜新規＞0.9億円

都道府県による管内市町村の協議会設置支援に関する業務を支援及び補完することを通じて、協議会の設置を促すとともに、機能強化のため、管内市町村向けの研修・情報交換会などを行う。

3．こどもの自殺対策の推進に資する広報啓発活動　＜拡充＞0.7億円（0.4億円）

特設サイトを開設し、自殺対策に関する各種施策の実施やデジタルコンテンツの作成・発信等を行う。

4．ICTやAI技術の利活用の促進　0.5億円

ＡＩ等の活用リスクにも配慮した民間事業者等によるこどもの自殺防止のためのツール等の開発を促進する。

5．こどもの自殺の要因分析の深化　0.2億円

これまでに実施した要因分析の結果等を踏まえ、こどもの自殺の実態解明に取り組むとともに、分析に当たっての課題把握を行う。

6．こども家庭庁における対策推進機能の強化　＜一部新規＞　0.2億円（0.3百万円）

こども家庭庁におけるこどもの自殺対策に係るアドバイザリーボードの設置、各種データの集計・分析体制の整備等を行う。

実施主体等

【実施主体】１：都道府県・市町村・民間事業者、２～５：民間事業者（国から委託・補助）、６：国

こども家庭庁

若者政策地域実装推進事業（仮称）

新規　長官官房 参事官（総合政策担当）
こども若者まんなか推進室

令和９年度概算要求額　１１億円

事業の目的

- こども政策の目標である「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、状況や環境にかかわらず権利を保障され、将来にわたりウェルビーイングな状態で生活できる社会である。その実現には、社会全体で若者の成長と社会参画を支えることが不可欠である。他方で、若者はこれまで政策上の位置付けが不明確で、施策に十分包摂されてこなかったことが指摘されている。
- 本事業は、令和８年度の骨太方針やこどもまんなか実行計画2026を踏まえ、若者に対する政策を主要政策として正面から位置付けるとともに、分野ごとの縦割りにとらわれず若者自身のニーズや実情に基づく取組を**日常融合型**（用意した枠組みのなかに若者を当てはめるのではなく、若者の日常の導線上接点となっている場を活用・拡張する形）で推進することにより、各地域の実態に合わせた効果的な若者施策の実現を図ることをその目的とする。

事業の概要

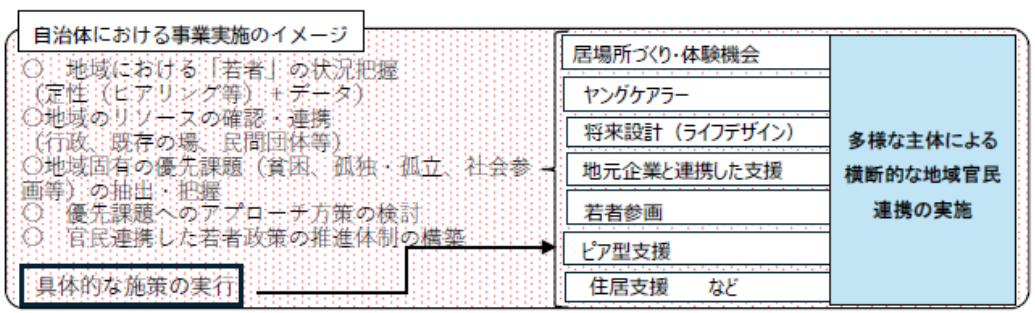
○令和８年度中に国が作成する「若者政策グランドデザイン」を踏まえ、各地域において、若者政策推進体制の構築及び取組の実装を進める。

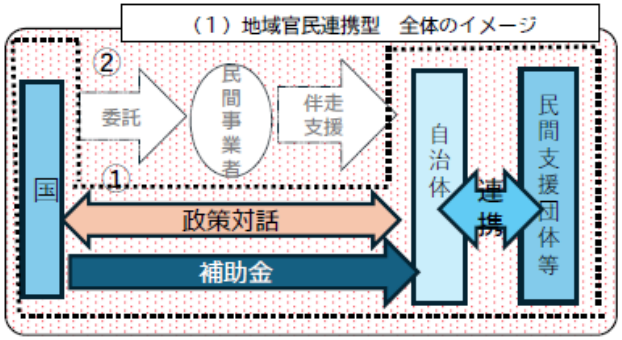
その際、若者（15歳～29歳をメインターゲットとする）**の日常導線上の接点となっている場（たまり場等）を、居場所やコミュニケーションの場として活用・拡張していくことが、**若者との接点を増やし、支援につながるハードルを下げる観点から重要である。また、**学校・企業・地域民間団体・民間支援企業等多様なステークホルダーと連携して一体的な支援を行うこと（日常融合型）が、**地域の多様な主体の連携を促進し、限られた地域資源を有効に活用する観点から重要である。さらには、各メニューに共通して、国と自治体（地域の民間支援団体等を含む）との政策対話を実施することは、国の政策の方向性について十分に認識を共有するとともに、地域の実情やニーズを踏まえ、地域で実装可能な取組につなげる観点から重要である。

（1）地域官民連携型

① 自治体と地域の民間支援団体等が連携し、若者が主体的に参画する体制を構築する。その際、コーディネーターのリーダーシップによって教育・就労・福祉・地域・社会参画等の分野を横断して地域の若者にとって必要な取組及び若者政策の方向性を検討し、これを推進するための体制を構築して実施すること。
また、「若者政策グランドデザイン」を踏まえ、地域における総合的な若者政策の推進方針を策定すること。

② 上記①の調査・計画立案段階から、事業者・国による包括的な伴走支援の利用も可能（別途　国⇒事業者への委託事業）





（2）居場所構築型

・地域内に、中高生・若者の日常生活導線上接点となる場が定常的にない場合に、中高生や若者を対象とした居場所（校内カフェ等校内の居場所を含む）を生活導線を含めてデザインすることを支援する。また、相談に乗るなど、地域内の若者年代を対象とする民間支援団体・行政サービスとの連携を行った上で把握したニーズに応える取組を支援する。

実施主体等

【実施主体】　都道府県、市町村
【補助率】（１）国 １０／１０　（２）国 ２／３、都道府県・市町村１／３ または 国 １／２、都道府県・市町村１／２　※補助率２／３の対象となるのは、財政力指数１未満の自治体のみ。
【補助基準額】地域官民連携型　１自治体あたり　上限　５,０００万円
居場所構築型　１自治体あたり　上限　１,５００万円　※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

こども家庭庁 こどものウェルビーイング基盤整備事業（居場所・体験創出基盤事業）（仮称）

新規

令和９年度概算要求額　７億円

事業の目的

- こども期に**肯定的な体験（PCEｓ）を重ねる機会を確保**することで、すべてのこどもたちの**ウェルビーイングを支え・将来の地域社会での活躍の土台**をつくる。
- すべてのこどもにとって必要な居場所・体験機会を確保するために、**地域全体で多様なこどもの居場所づくり・体験提供を支え、こどもの居場所づくりや体験活動に取り組みやすく、また活動を継続しやすい環境**を実現する。

事業の概要

（１）地域の居場所・体験提供基盤の創出・強化（実施主体：都道府県・（市町村※下記②のみ））

児童館などの子育て支援施設、保育所等・学校、商業施設をはじめ、既に地域にある、こどもたちにとって身近な場所も活用しながら、こどもを単に支援の対象とするのではなく、こどもが地域・おとなと関わることや、主体的に活動することを通し、肯定的体験をできるように地域全体で取り組む。

①居場所・体験の提供

乳幼児期・学齢期を含めこども・若者が信頼できる他者（大人・仲間・先輩）と出会い・関係を深め、コミュニティへ所属するきっかけとなる居場所や体験を提供する地域の取組を支援

②地域の体制強化

こどものウェルビーイング向上を地域全体で支えるため、 はじめの100か月の育ちビジョンやこどもの居場所づくりに関する指針等を踏まえ、官民の居場所づくり・体験提供の実践者の発掘・ネットワーク化や、民発の居場所づくり・体験提供を自治体の政策の中で活かす取組の枠組み化（相談窓口の設置・広報活動等）を展開する地域の取組を支援

【参考】こども期の肯定的体験
（Positive Childhood Experiences：PCEs）

（肯定的体験の例）
- ✓ 自分の気持ちについて話せる
- ✓ つらいときには、そばにいてくれると感じる
- ✓ 安全で大人に守られていると感じる
- ✓ 学校に居場所があると感じる
- ✓ 友人に支えられていると感じる
- ✓ 地域の伝統行事に参加するのが好きだ　等



日常的な安心できる関係性の中での体験の積重ね
×
その中で見えてくる
個々のこども・若者の
主体性に基づく
挑戦機会や社会への接点

（２）全国の居場所・体験提供の強化基盤の整備(実施主体：公募により民間団体等に補助)

居場所の質向上や居場所づくりの促進を図るオンライン動画の開発、官民の居場所づくり・体験提供の実践者が各地の工夫から学び合う集合型研修の実施により、居場所・体験の底上げを図る。

①オンライン研修コンテンツの開発
- 地域の様々な居場所の実践者向けに、こども・若者対応にかかわる基礎的な知識（セーフガーディング・こどもの権利等）を学べるコンテンツの作成・提供
- 主に自治体担当者向けに、先行自治体の事例や時宜に応じた関連テーマ（例.防災×こどもの居場所）について学習できるコンテンツの作成・配信

②ケーススタディ・学び合いの機会創出
- 地域ブロック研修会（企画運営：全国事務局および各地域の官民の居場所づくりの実践者による運営委員会方式を想定。運営委員は他ブロックの研修会に参加することも推奨）
- 自治体担当者向け研修会（企画運営：同上、内容：先進地域の現場を他地域からの参加者とともに視察し、まちづくり政策・こども政策全体の中での政策的な位置づけを検討）

（３）居場所・体験提供に関する調査研究事業　こども・若者のウィルビーイング向上のための体験・居場所づくりの基盤構築に必要な調査の実施

実施主体等

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

（１）地域の居場所・体験創出基盤の創出・強化
【実施主体】都道府県(・市区町村※②のみ)
【補助率】国１/２、都道府県(・市区町村１/２)
【補助基準額案】都道府県3000万円(、市区町村350万円)

（２）全国の居場所・体験機会の創出・強化基盤の整備
【実施主体】民間団体等（公募により補助）
【補助率】　国　10／10
【補助基準額案】　5000万円

（３）居場所・体験提供に関する調査研究事業
【実施主体】民間団体等（①公募、②市区町村に補助）
【補助率】①国　10／10　②国　1/2、市区町村　1/2
【補助基準額案】①4,000万　②700万円